

改訂：令和8年3月23日

事務連絡
平成19年3月26日

各県立学校長 様

高等学校課長
特別支援教育課長

営利企業等従事許可申請等の手続について

地方公務員は、報酬を得て他の事務事業に従事することなど営利企業等に従事することは地方公務員法第38条の規定により制限されています。

これら法により制限された行為を行おうとする時は、あらかじめ任命権者の許可を得なければなりません。制度の理解不足から手続もれとなった事例があります。

法令の適用関係及び手続は別紙のとおりですので、これを参考にして適切な事務処理を行うよう所属教職員に周知してください。

問い合わせ先

高等学校課人事班 鍋島

電話 088-821-4852

FAX 088-821-4547

別紙

営利企業等従事、兼職兼業及び講演・執筆承認申請について

I 基本関係

1 根拠

営利企業等従事	地方公務員法 第38条 高知県立学校職員服務規程 第15条、同 別記第8号様式 <u>教育公務員以外の教職員(事務職員等)が地域クラブ活動における指導等の業務に従事する場合は別記第8-2号様式</u>
兼職・兼業	教育公務員特例法 第17条第1項 高知県立学校職員服務規程 第16条、同 別記第9号様式 <u>教育公務員が地域クラブ活動における指導等の業務に従事する場合は別記第9-2号様式</u>
講演・執筆	職員倫理規則第7条 「倫理規則の運用について」12 教総第633号(平12.12.28)通知 別記様式1

2 種類

営利企業等従事	民間業者主催の全国模試の監督・採点等 各種検定試験 〃 工業高校長会主催の技能検定試験監督 建築士会依頼による建築士試験監理員 美容師美容師試験研修センター主催の実技試験審査員 〃 〃 試験時手話通訳 販売目的の著作物執筆 Jリーグ審判員 相続した小規模のアパート・駐車場等の不動産管理経営 遊技施設、ホテル、5棟以上の貸家、10室以上のアパート、機械式あるいは建築物駐車場、10台以上の駐車場、年額500万円以上収入の賃貸不動産等は「自ら営利企業を営むこと」となる(人事院規則14-8の運用について)。 <u>地域クラブ活動(教育公務員以外の教職員【事務職員等】)</u>
兼職・兼業	高知県進学協議会主催の大学進学講座講師 校内PTA主催の進学補習講座講師 大学・高専等の非常勤講師(少数回) 建築士会主催の建築士試験対策講座講師(行政実例による) <u>地域クラブ活動(教育公務員【教諭等】)</u>
執筆・講演	単行本の執筆 雑誌への掲載文 教科指導に関する講演 趣味の研究関連の講演 利害関係者から依頼された単発の執筆・講演 職員倫理規則第7条に基づく事前承認

利害関係者以外からの執筆・講演

多量、複数回、長期等の場合は、営利従事許可で対応金額が明らかに資料や交通費の実費相当額(かなり低額)と認められる場合は許可を要しない。但し勤務時間外。

(参考)

住職・神官

布施・寄進等は、一般的には宗教法人に対する非課税の「寄附」であり、住職・神官に対する「報酬」とは考えられていないので、許可の必要なし。事業収入と認められるような収入のあるときは、営利従事許可を要する。

個人営業権・会社役員職

名義のみの相続(家族等が実質経営)の場合も原則として認めない。

不可のもの

個人で経営あるいは報酬を受ける学習塾、生け花教室等
化粧品・健康食品等の仲介で、代理店等としての報酬
連鎖講方式販売における中間マネージャー等の収入(リベート・販売促進費等名目)

3 勤務時間

兼職・営利、講演・執筆いずれも原則として、休日又は勤務時間外であること。

営利企業従事等又は兼職・兼業は、あくまでも、職務専念義務が課せられていない勤務時間外における教職員の自発的な活動であり、教職員の意に反した動員的な運用は行わないこと。

例外的に、職務専念義務免除で対応の場合があり、このときは、「割かれる時間」が計上されるが、無報酬でなければならない。

平日の勤務時間帯である場合は、年次有給休暇で対応すること。

夏期休業期間中も、休日又は勤務時間外であること。

相続財産の管理は、時間外の従事に対応していると考えられることは可能。

4 報酬

社会常識程度の報酬であること。

高額の場合、職員倫理規則に抵触する場合が出てくる。

時間単価、原稿用紙当たり単価が算出可能であれば、これによって個別検討。

講演の場合、明らかに資料・交通実費程度であれば許可不要(上記2参考、参照)。

但し、利害関係者からの依頼によるものである場合は倫理規則による承認手続が必要。

II 手続関係

1 事前承認

- ア 事業に従事する初日以前に承認を受ける必要がある。
- イ 承認事務に数日は要するので、余裕を持って申請すること。
- ウ 事業開始から相当の期日を経過した後の遡及申請などにならぬよう特に注意すること。
- エ 申請書の日付を事業開始日と同日としないこと。

2 承認頻度

- ア 原則として、毎年度承認。
- イ 相続財産経営は、例外として初回のみ承認。
- ウ 検定試験監督等は、事務簡素化のため、年度当初(4月初旬)に一括通年申請が望ましい。日程が未定でも、年間を通じて数回従事する場合、見込み時期記載で年間承認も可能。
(例：19. 4. 6～20. 3. 31)

3 申請事務処理

- ア 校長の副申書に「休日・時間外等の事業で、学校運営上の支障がない」ことを明記。
- イ 通年申請する場合、具体的に日程や従事教員の特定ができなくても、可能性のある教員を網羅した申請で承認を受けることができる。
- ウ 申請書は代表教員1名が記名・押印し、「(その他別紙**名)」と追記すること。その他の教員は、別紙名簿に記名・押印するのみでよい。
- エ 教員毎に従事試験等が異なる場合は、各人毎に備考欄へおよその試験区分を記載。営利従事で複数の報酬金額がある場合「〇〇円～〇〇円」の記載で可。従事期間や金額が未定の場合、およその金額等で「〇〇～〇〇」形式の記載で可。

4 実績報告

営利企業従事等先又は兼職・兼業先の業務に従事した日の属する月の翌月5日までに、実績報告書を学校長に提出すること。
※ただし、短期間や単発で従事するものは除く。

5 注意事項

- ア 姓名誤りが多い。
崎と崎 高と高 濱と濱 など
- イ 教諭と期限付講師の肩書き誤りが散見される。
- ウ 4月5日頃に任命される期限付講師が参加した、4月1日付けの申請はありえない。
- エ 前後に婚姻等をした教員の、改姓時期と申請日の関係に注意。
- オ 押印抜かりは不可。印影の漢字が正しいか(崎と崎 高と高 など)。
- カ 押印箇所ずれ(他人の位置に押印)：本人が押印したのかと疑われる。
- キ 原則として、土日を申請日としないこと。
- ク 申請書と校長副申書は同日付けが望ましい。

地方公務員の営利企業等従事制限と許可・承認手続

教育公務員特例法 第17条の認定	地方公務員法第38条により地方公務員が従事することを制限される行為			左以外		
教育に関する事業・事務	営利目的の会社その他の団体の役員	自ら営業		報酬を得て事業又は事務に従事		
				事業・事務	講演、原稿執筆、放送番組出演等	
進学協進学講座講師 校内PTA主催進学補習講座講師 大学・高専等の非常勤講師(少数回) <u>地域クラブ活動</u> <u>(教育公務員【教諭等】)</u> など	株式会社の取締役、監査役 営利団体顧問 など	化粧品・健康食品の仲介、代理店 学習塾の経営 など	相続した小規模不動産の管理運営 (アパート、駐車場等) など	民間業者主催の全国模試の監督等 販売目的の著作物執筆 <u>地域クラブ活動</u> <u>(教育公務員以外の教職員【事務職員等】)</u> など	多量、長期等 <u>※少量及び短期間等での従事については、高知県職員倫理規則の取扱いとする</u>	謝金のみ 実費弁償としての車代のみ 利害関係者から依頼された単発のもの



高知県職員倫理規則第7条の承認申請